

## 問題 1

【正解】 1

【解説】 法人に関する基礎的問題であり、法人の目的の範囲外の行為の効力についての理解を確認する趣旨である。

法人は、その目的の範囲内においてのみ権利能力を有し、目的の範囲外の法律行為は無効となる（民 34 条参照）。

## 問題 2

【正解】 1

【解説】 意思表示の規定に関する基礎的問題であり、民法 94 条 2 項の類推適用の要件・効果についての理解を具体的事例に即して確認する趣旨である。

最判昭 45・9・22 民集 24・10・1424 によれば、不実の所有権移転登記の経由が所有者の不知の間に他人の専断によってされた場合でも、所有者が当該不実の登記のされていることを知りながら、これを存続せしめることを明示または黙示に承認していたときは、民法 94 条 2 項の類推適用により、所有者は、その後当該不動産について法律上利害関係を有するに至った善意の第三者に対して、登記名義人が所有権を取得していないことをもって対抗することができない。

## 問題 3

【正解】 2

【解説】 表見代理に関するやや発展的な問題であり、民法 110 条の法定代理への適用について正しく理解していることを確認する趣旨である。

最判昭 44・12・18 民集 23・12・2476 によれば、夫婦の一方が民法 761 条所定の日常の家事に関する代理権の範囲を越えて第三者と法律行為をした場合においては、その代理権の存在を基礎として広く一般的に民法 110 条所定の表見代理の成立を肯定することは、夫婦の財産的独立をそこなうおそれがあるから、当該第三者においてその行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由のあるときに限り、同条の趣旨を類推適用して第三者の保護をはかれば足りる。

## 問題 4

【正解】 2

【解説】 条件に関する基礎的問題であり、停止条件の意義についての理解を確認する趣旨である。

停止条件付きの法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生じる（民 127 条 1 項）。

## 問題 5

【正解】 1

【解説】 消滅時効に関する基礎的問題であり、時効の利益を放棄するための要件についての理解を確認する趣旨である。

時効の利益をあらかじめ放棄しても、その効力を生じない（民 146 条）。したがって、その後、時効が完成したときは、時効を援用することができる。

## 問題 6

【正解】 2

【解説】 不動産の物権変動に関する基礎的問題であり、登記を必要とする物権変動の原因についての理解を確認する趣旨である。

不動産に関する物権変動は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない（民 177 条）。これは、意思表示による物権変動の場合に限られない（大連判明 41・12・15 民録 14・1301）。

## 問題 7

【正解】 1

【解説】 即時取得に関するやや発展的な問題であり、即時取得の対象に関する理解を確認する趣旨である。

未登録の自動車は、即時取得の対象となる（最判昭 45・12・4 民集 24・13・1987）。これに対して、登録済みの自動車は、登録が所有権の得喪及び抵当権の得喪・変更の公示方法とされているため、即時取得の対象とはならない（最判昭 62・4・24 判タ 642 号 169 頁）。

## 問題 8

【正解】 2

【解説】 共有に関する基礎的問題であり、共有物を管理する方法についての理解を確認する趣旨である。

共有物の変更には、共有者全員の同意が必要である（民 251 条 1 項）。

**問題 9****【正解】 2****【解説】** 留置権の効力に関する基礎的問題であり、留置権の行使として留置権者に認められる権原の範囲についての理解を確認する趣旨である。

判例によれば、建物の賃借人が賃借中に支出した費用の償還を請求するため、その建物につき留置権を行使した場合において、その償還を受けるまで賃借中と同一の態様で当該建物の占有使用を継続することは、民法 298 条 2 項ただし書にいう「その物の保存に必要な使用」に当たるとされる（大判昭 10・5・13 民集 14・876、最判昭 47・3・30 判時 665・51）。

**問題 10****【正解】 1****【解説】** 不動産質権に関する基礎的問題であり、不動産質権の効力についての理解を確認する趣旨である。

民法 356 条。

**問題 11****【正解】 2****【解説】** 抵当権に対抗することができない建物賃借権に関する基礎的問題であり、抵当建物使用者の明渡しの猶予についての理解を確認する趣旨である。

C の賃借権は、A の抵当権設定登記がされた後に対抗要件を備えたものであり（借地借家 31 条）、抵当権者に対抗することができない。そして、民法 395 条 1 項は、抵当権者に対抗することができない賃借権は、民事執行法に基づく競売手続における売却によってその効力を失い（民執 59 条 2 項、188 条）、当該賃借権により建物の使用または収益をする占有者は当該競売における買受人に対し当該建物の引渡義務を負うことを前提として、即時の建物の引渡しを求められる占有者の不利益を緩和するとともに占有者と買受人との利害の調整を図るため、一定の明確な要件を満たす占有者に限り、その買受けの時から 6 か月を経過するまでは、その引渡義務の履行を猶予するものである（最決平 30・4・17 民集 72・2・59 参照）。したがって、買受けの時から 6 か月を経過するまで、従前の賃借権が存続するわけではない。

## 問題 12

【正解】 1

【解説】 種類債権の特定に関する基礎的問題であり、特定の要件についての理解を確認する趣旨である。

種類債権において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了したときは、目的物の特定が生じる（民 401 条 2 項）。持参債務については、現実の提供が「物の給付をするのに必要な行為」に当たる。

## 問題 13

【正解】 1

【解説】 代償請求権に関する基礎的問題であり、代償請求権が認められるための要件について理解しているかを確認する趣旨である。

甲の引渡債務の債務者 A が、その債務の履行が不能となったのと同じ原因により甲の代償である保険金を取得したときは、債権者 B は、その受けた損害の額（甲の時価相当額である 1000 万円）の限度において、A に対し、保険金により得た利益の償還を請求することができる（民 422 条の 2）。

## 問題 14

【正解】 2

【解説】 詐害行為取消権に関する基礎的問題であり、転得者に対する詐害行為取消請求における取消しの対象に関する理解を確認する趣旨である。

詐害行為取消請求訴訟において転得者が被告とされる場合でも、詐害行為取消請求により取り消されるのは債務者と受益者との間の行為である（民 424 条の 6 第 2 項）。

## 問題 15

【正解】 1

【解説】 保証債務と主たる債務の関係に関するやや発展的な問題であり、保証債務の時効障害事由が主たる債務に与える影響についての理解を確認する趣旨である。

C がした保証債務の一部弁済は保証債務の承認に当たり、これによって保証債務の時効は更新される（民 152 条 1 項）。しかし、保証債務について生じた時効障害事由は、主たる債務に影響を及ぼさない。主たる債務について時効が完成すれば、保証人はこれを援用することができ（民 145 条）、付従性によって保証債務を免れる。

**問題 16**

【正解】 1

【解説】 契約の成立に関する基礎的問題であり，対話者に対してした申込みの撤回についての理解を確認する趣旨である。

民法 525 条 2 項のとおりである。

**問題 17**

【正解】 2

【解説】 手付に関する基礎的問題であり，手付の種類についての理解を確認する趣旨である。

本問のような趣旨で交付される手付は，解約手付である（民 557 条 1 項参照）。

**問題 18**

【正解】 2

【解説】 委任の終了事由に関する基礎的問題であり，受任者が死亡した場合における委任契約の効力に関する理解を確認する趣旨である。

受任者の死亡は，委任の終了事由とされている（民 653 条 1 号）。

**問題 19**

【正解】 1

【解説】 寄託契約に関する基礎的問題であり，寄託物の返還請求権に関する理解を確認する趣旨である。

民法 662 条 1 項のとおりである。

**問題 20**

【正解】 1

【解説】 事務管理に関する基礎的問題であり，緊急事務管理についての条文の理解を確認する趣旨である。

民法 698 条のとおりである。

**問題 21****【正解】 1****【解説】** 不当利得に関する基礎的問題であり、いわゆる「騙取金員による弁済」と不当利得の成否についての判例の理解を確認する趣旨である。

判例は、「甲が、乙から金銭を騙取又は横領して、その金銭で自己の債権者丙に対する債務を弁済した場合に」において、「丙が甲から右の金銭を受領するにつき悪意又は重大な過失がある場合には、丙の右金銭の取得は、被騙取者又は被横領者たる乙に対する関係においては、法律上の原因がなく、不当利得となるものと解するのが相当である」とする（最判昭 49・9・26 民集 28・6・1243）。

**問題 22****【正解】 1****【解説】** 不法行為に関する基礎的問題であり、責任能力の条文の理解を確認する趣旨である。

精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた場合には原則としてその損害を賠償する責任を負わないが（民 713 条本文）、故意または過失によって一時的にその状態を招いたときは賠償の責任を免れない（同条ただし書）。

**問題 23****【正解】 2****【解説】** 不法行為に関する基礎的問題であり、過失相殺に関する民法 722 条 2 項の類推適用についての判例の理解を確認する趣旨である。

判例によれば、「被害者が平均的な体格ないし通常体質と異なる身体的特徴を有していたとしても、それが疾患に当たらない場合には、特段の事情の存しない限り、被害者の右身体的特徴を損害賠償の額を定めるに当たり斟酌することはできないと解すべきである。けだし、人の体格ないし体質は、すべての人が均一同質なものということとはできないものであり、極端な肥満など通常人の平均値から著しくかけ離れた身体的特徴を有する者が、転倒などにより重大な傷害を被りかねないことから日常生活において通常人に比べてより慎重な行動をとることが求められるような場合は格別、その程度に至らない身体的特徴は、個々人の個体差の範囲として当然にその存在が予定されているものというべきだからである」（最判平 8・10・29 民集 50・9・2474）。

**問題 24**

【正解】 2

【解説】 婚姻および離婚の取消しに関する基礎的問題であり、取消しの効果の違いについての理解を確認する趣旨である。

婚姻の取消しは、将来に向かってのみその効力を生ずるが（民 748 条 1 項）、離婚の取消しは、原則どおり（民 121 条）、行為時、すなわち、離婚届出時に遡って効力を生ずる。

**問題 25**

【正解】 1

【解説】 親権者の利益相反行為（民 826 条）に関する基礎的問題であり、利益相反性の判断基準の理解を確認する趣旨である。

判例は、利益相反行為に当たるかどうかは、親権者が子を代理してした行為自体を外形的・客観的に考察して判定すべきであり、親権者の動機・意図をもって判定すべきではないとしている（最判昭 42・4・18 民集 21・3・671）。本問では、母 A が未成年の子 B を代理してする行為は、A の C に対する債務を B が物上保証するというものであるから、A と B との利益が相反する行為に当たる。

**問題 26**

【正解】 2

【解説】 扶養に関する基礎的問題であり、扶養当事者の範囲の理解を確認する趣旨である。

養子縁組をしていない配偶者 A の連れ子 B は、C にとって 1 親等の直系姻族であり、3 親等内の親族に当たるため、家庭裁判所は、特別の事情があるときは、扶養の義務を負わせることができる（民 877 条 2 項）。

**問題 27**

【正解】 2

【解説】 推定相続人の廃除に関する基礎的問題であり、廃除の対象となる者について理解していることを具体的事例に即して確認する趣旨である。

被相続人は、一定の場合に、「遺留分を有する推定相続人」を廃除することができる（民 892 条）。被相続人の兄弟姉妹は、相続人となる場合も遺留分を有しないので（民 1042 条 1 項）、廃除の対象にならない。

**問題 28**

【正解】 2

【解説】 相続財産に関する基礎的問題であり、金銭の承継方法に関する判例の立場を正確に理解していることを確認する趣旨である。

共同相続された金銭は、当然には分割されず、遺産分割の対象となる（最判平 4・4・10 判タ 786・139）。

**問題 29**

【正解】 1

【解説】 遺言の執行に関する基礎的問題であり、遺言執行者の権限についての理解を確認する趣旨である。

民法 1012 条 2 項。

**問題 30**

【正解】 2

【解説】 遺留分に関する基礎的問題であり、遺留分侵害額請求の相手方について理解していることを確認する趣旨である。

受贈者と受遺者とがあるときは、受贈者より先に受遺者が、遺留分侵害額請求の相手方となり、遺留分侵害額を負担する（民 1047 条 1 項 1 号）。



## 問題 31

【正解】 2

【解説】無権代理に関するやや発展的な問題であり、「無権代理と相続」の場面も含め、無権代理の相手方の法的地位について正しく理解しているかを具体的事例に即して確認する趣旨である。

- ア. 誤り。無権代理の相手方Cは、悪意の場合を除き、本人Bが追認するまで取消権を有する（民 115 条）。
- イ. 正しい。無権代理の相手方Cは、悪意の場合等を除き、無権代理人Aに対し、履行または損害賠償の責任を追及することができる（民 117 条）。本肢では、売買の目的物がB所有の土地甲であって、Cが履行責任を選択してもAは売主としての債務を履行することができないため、Cは損害賠償の責任を選択することになる。
- ウ. 正しい。本人が無権代理人を相続した場合には、被相続人の無権代理行為は本人の相続により当然有効となるものではない（最判昭 37・4・20 民集 16・4・955）。相続人たる本人が被相続人の無権代理行為の追認を拒絶しても、信義則に反しないからである。
- エ. 誤り。無権代理人が本人を共同相続した場合には、他の共同相続人全員の追認がない限り、無権代理行為は、無権代理人の相続分に相当する部分においても、当然に有効となるものではない（最判平 5・1・21 民集 47・1・265）。ただし、他の共同相続人全員が無権代理行為の追認をしている場合には、無権代理人が追認を拒絶することは信義則上許されない（同判決）。本肢では、他の共同相続人全員（D）の追認があるので、Cは、無権代理行為の有効性を主張することができる。
- オ. 正しい。本人が無権代理行為の追認を拒絶した場合には、その後に無権代理人が本人を相続したとしても、無権代理行為が有効になるものではない（最判平 10・7・17 民集 52・5・1296）。本人の追認拒絶によって無権代理行為の効力が本人に及ばないことが確定しているからである。

**問題 32****【正解】** 4**【解説】** 取消しに関する基礎的問題であり、取消しの方法、取消権の消滅事由や契約の取消しによる原状回復義務について正しく理解しているかを具体的事例に即して確認する趣旨である。

- ア. 誤り。Aは、Bとの間での売買契約を取り消すのであって、取消し意思表示の相手方はBである（民 123 条）。甲の転得者Cは、取消し意思表示の相手方とならない。
- イ. 誤り。取消権についての5年の消滅時効は、「追認をすることができる時」から起算される（民 126 条）。本肢では、Aが自らの錯誤に気付いた時（民 124 条 1 項参照）がこれに該当するため、いまだ5年が経過していない。
- ウ. 正しい。分割金の支払は、民法 125 条 1 号の「一部の履行」に該当して法定追認となる。
- エ. 正しい。無償行為に基づく債務が履行されたが、当該行為が取消しにより遡及的に無効となったときは、取消原因があることを知らずに給付を受領した者について、給付返還義務の範囲が現に利益を受けている限度に縮減される（民 121 条の 2 第 2 項）。
- オ. 誤り。民法 121 条の 2 第 3 項後段は、制限行為能力者の給付返還義務の範囲を現に利益を受けている限度に縮減し、また、同条 2 項は、善意者につき、無償行為に基づく給付の返還義務の範囲を現に利益を受けている限度に縮減する。しかし、本肢では、制限行為能力者の行為の相手方であるBにおける売買代金の返還義務が問題になっており、同条 2 項・3 項後段は適用されない。

**問題 33****【正解】 1**

**【解説】** 不動産物権変動に関する基礎的問題であり、民法 177 条の「第三者」に該当する者についての理解を確認する趣旨である。

- ア. 誤り。不法占有者は、民法 177 条の「第三者」に当たらない（最判昭 25・12・19 民集 4・12・660）。このため、甲土地の所有者 A は、未登記であっても、不法占有者 C に所有権の取得を対抗することができる。
- イ. 正しい。不動産が順次譲渡された場合の前々主は、民法 177 条の「第三者」に当たらない（最判昭 39・2・13 判タ 160・71）。このため、甲土地の所有者 A は、未登記であっても、その前々主 C に対して、所有権の取得を対抗することができる。
- ウ. 誤り。相続人は、被相続人の地位を包括的に承継することから（民 896 条本文）、物権変動の当事者の相続人は、民法 177 条の「第三者」に当たらない。このため、B から甲土地を買い受けた A は、未登記であっても、B の相続人 C に対して、所有権の取得を対抗することができる。
- エ. 正しい。登記名義を有するにすぎない無権利者は、民法 177 条の「第三者」に当たらない（最判昭 34・2・12 民集 13・2・91）。BC 間の売買は虚偽表示により無効であり（民 94 条 1 項）、C は甲土地の所有権を取得していないから、A は、未登記であっても、登記名義を有するにすぎない C に対して、所有権の取得を対抗することができる。
- オ. 正しい。時効によって所有権を取得した者にとって、取得時効の完成前に原権利者から不動産を譲り受けた者は、当事者であって、民法 177 条の「第三者」には当たらない（大判大 9・7・16 民録 26・1108、最判昭 41・11・22 民集 20・9・1901）。このため、A は、未登記であっても、C に対して、時効による所有権の取得を対抗することができる。

**問題 34**

【正解】 4

【解説】 相隣関係に関する基礎的問題であり、各種の規定について正確に理解されているかを確認する趣旨である。

ア. 正しい。民法 233 条 4 項。

イ. 誤り。民法 209 条 4 項。

ウ. 正しい。民法 224 条本文。

エ. 正しい。準袋地の所有者は、隣地の所有者から承諾を得ることなく隣地を通行する権利を有する（民 210 条 1 項・2 項）。

オ. 誤り。甲土地の一部譲渡によって袋地である乙土地が生じた場合、乙土地の所有者は、甲土地の残部である丙土地を、償金を支払うことなく通行することができる（民 213 条 2 項）。

**問題 35**

【正解】 5

【解説】 先取特権に関する基礎的問題であり、各種の先取特権の内容について正確に理解されているかを確認する趣旨である。

1. 正しい。民法 306 条 2 号, 308 条。

2. 正しい。民法 311 条 1 号, 312 条, 314 条。

3. 正しい。民法 311 条 2 号, 317 条。

4. 正しい。民法 311 条 5 号, 321 条。

5. 誤り。民法 325 条 2 号, 327 条 1 項・2 項。民法 338 条 1 項によれば、不動産工事の先取特権の効力を保存するためには、工事を始める前にその費用の予算額を登記することを要する。既に工事が開始された後に登記がされても、何らの効力も有しない（大判大 6・2・9 民録 23・244）。

**問題 36****【正解】 2**

**【解説】** 担保物権の被担保債権の弁済期到来に関するやや発展的な問題であり、弁済期到来の前後と担保物権の効力との関係についての理解を確認する趣旨である。

- ア. 誤り。判例によれば、動産の留保所有権者は、代金残債務全額の弁済期が到来するまでは、当該動産が第三者の土地上に存在してその土地所有権の行使を妨害していても、特段の事情がない限り、当該動産の撤去義務を負うことはないとされる（最判平 21・3・10 民集 63・3・385）。
- イ. 正しい。判例によれば、工場抵当法 2 条により工場に属する土地または建物とともに抵当権の目的とされた動産が、備え付けられた工場から抵当権者の同意を得ないで搬出された場合には、第三者において即時取得をしない限りは、抵当権者は、搬出された目的動産を元の備付場所である工場に戻すことを請求することができる（最判昭 57・3・12 民集 36・3・349）。この請求は、第三者が即時取得をしない限りは、上記動産に抵当権の効力が及んでいることを前提に、当該抵当権の担保価値を保全するために認められるものであるから、被担保債権の弁済期の到来を要しない。
- ウ. 正しい。民法 366 条 3 項。
- エ. 誤り。判例によれば、不動産を目的とする譲渡担保契約において、債務者が弁済期に債務の弁済をしない場合には、債権者は、当該譲渡担保契約がいわゆる帰属清算型であると処分清算型であるとを問わず、目的物を処分する権能を取得するから、債権者がこの権能に基づいて目的物を第三者に譲渡したときは、原則として、譲受人は目的物の所有権を確定的に取得し、債務者は、清算金がある場合に債権者に対してその支払を求めることができるにとどまり、残債務を弁済して目的物を受け戻すことはできなくなるとされる（最判平 6・2・22 民集 48・2・414）。
- オ. 正しい。民法 371 条、民事執行法 180 条、188 条、93 条以下を参照。

**問題 37**

【正解】 3

【解説】 弁済の提供および受領遅滞に関する基礎的問題であり、弁済の提供の要件・効果や受領遅滞の効果に関する理解を横断的に確認する趣旨である。

1. 正しい。民法 492 条。
2. 正しい。取立債務の場合は口頭の提供で足りる（民 493 条ただし書）。
3. 誤り。特定物の引渡債務においては、債務者は引渡しをするまで「善良な管理者の注意」をもって目的物を保存しなければならないが（民 400 条）、債権者が受領を遅滞した後は「自己の財産に対するのと同様の注意」をもって保存すれば足りる（民 413 条 1 項）。
4. 正しい。民法 567 条 2 項。民法 413 条の 2 第 2 項、536 条 2 項、543 条も参照。
5. 正しい。民法 533 条は、同時履行の抗弁の要件として、「相手方がその債務の履行……を提供するまでは」としている。

**問題 38**

【正解】 4

【解説】 弁済による代位に関するやや発展的な問題であり、弁済による代位の仕組み、一部代位、代位権者相互の関係などについて正確に理解しているかを確認する趣旨である。

- ア. 誤り。保証人は「弁済をするについて正当な利益を有する者」に当たり、民法 500 条の規律は適用されない（同条括弧書）。
- イ. 正しい。判例は、代位弁済者が弁済による代位によって取得した担保権を実行する場合において、その被担保債権として扱うべきものは、原債権であって、代位弁済者の債務者に対する求償権でないとする（最判昭 59・5・29 民集 38・7・885）。
- ウ. 誤り。債権者は単独で抵当権を実行することができるが（民 502 条 2 項）、代位者は債権者の同意を得て債権者とともに抵当権を実行しなければならない（同条 1 項）。
- エ. 誤り。保証人の一人が他の保証人に対して債権者に代位する場合には、自己の権利に基づいて当該他の保証人に対して求償をすることができる範囲内に限り、代位により取得した権利を行使することができる（民 501 条 2 項括弧書、465 条 1 項）。
- オ. 正しい。民法 501 条 3 項 5 号。

**問題 39**

【正解】2

【解説】契約の成立に関する基礎的問題であり、各種の典型契約の成立要件について正確に理解しているかを確認する趣旨である。

- ア. 誤り。贈与は、諾成・不要式の契約である。契約の成立には当事者間の合意だけで足り、書面の作成を要しない（民 549 条参照）。
- イ. 正しい。消費貸借は、原則として、目的物の引渡しを成立要件とする要物契約である（民 587 条）。ただし、書面とする消費貸借は、目的物の引渡しを成立要件としていない（民 587 条の 2 第 1 項）。
- ウ. 正しい。民法 593 条のとおりである。使用貸借は、諾成契約である。契約の成立には当事者間の合意だけで足り、目的物の引渡しを要しない。
- エ. 誤り。賃貸借は、諾成契約である。契約の成立には当事者間の合意だけで足り、目的物の引渡しを要しない（民 601 条）。
- オ. 正しい。民法 632 条のとおりである。請負契約は、諾成・不要式の契約である。契約の成立には当事者間の合意だけで足り、書面の作成を要しない。

**問題 40**

【正解】3

【解説】売買契約における契約不適合に関する基礎的問題であり、数量に関する契約不適合による売主の担保責任について正確に理解しているかを確認する趣旨である。

1. 誤り。代金減額請求権は、契約不適合が軽微なものであるときにも認められる（民 563 条参照）。
2. 誤り。契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、追完請求権は認められない（民 562 条 2 項）。
3. 正しい。民法 564 条、415 条のとおりである。
4. 誤り。契約不適合が契約および取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰することができない事由によるものであるか否かは、契約解除権の成否に影響しない（民 564 条、541 条、542 条参照）。
5. 誤り。担保責任の期間制限に関する民法 566 条は、数量に関する契約不適合には適用されない。

**問題 41**

【正解】 1

【解説】 不当利得に関する基礎的問題であり、特殊の不当利得に関する条文の理解を確認する趣旨である。

- ア. 誤り。債務の弁済としてBに給付をしたAは、その時において債務の存在しないことを知っていたときは、Bに対してその給付したものの返還を請求することができない（民 705 条）。
- イ. 誤り。債務者Aは、弁済期にない債務の弁済として債権者Bに給付をしたときは、その給付したものの返還を請求することができない（民 706 条本文）。
- ウ. 正しい。債務者でないAが錯誤によってBのCに対する債務の弁済をした場合において、債権者Cが善意で証書を滅失させたときは、Aは、弁済として給付したものの返還を請求することができない（民 707 条 1 項）。
- エ. 正しい。弁済者Aから債務者Bに対する求償権の行使は可能である（民 707 条 2 項）。
- オ. 正しい。民法 708 条の内容である。

**問題 42**

【正解】 5

【解説】 親族に関する基礎的問題であり、親族関係の発生および消滅について定める条文の意味を具体的かつ正確に理解しているかを確認する趣旨である。

- ア. 誤り。配偶者は、親族であるが（民 725 条 2 号）、姻族ではなく、親等（民 726 条）もない。
- イ. 誤り。直系姻族の間では婚姻をすることができず、離婚により姻族関係が終了した後であっても同様である（民 735 条）。
- ウ. 正しい。民法 728 条 2 項。
- エ. 正しい。婚姻関係にない男女の間に生まれた子（嫡出でない子）と父の間には、血縁上の親子関係はあるが、任意認知（民 779 条）または強制認知（民 787 条）がない限り、法律上の実親子関係は生じない。
- オ. 誤り。縁組の当事者の一方が死亡した後に生存当事者が離縁をしようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、これをすることができるとされており（民 811 条 6 項）、これは、養子縁組が一方当事者の死亡によって当然に解消されるものではないことを前提としている。したがって、養子と養親の血族との親族関係は、養親の死亡によって当然には終了しない。



**問題 43**

【正解】 5

【解説】 嫡出推定・否認制度に関する基礎的問題であり、民法 772 条により嫡出推定を受ける子（嫡出推定される嫡出子）と推定を受けない子の意義、両者の違い等の理解を確認する趣旨である。

引用文は、最判平 26・7・17 判タ 1406・67 の一節である。

**問題 44**

【正解】 4

【解説】 具体的相続分の算定方法に関するやや発展的な問題であり、具体的相続分を算定することができることを具体的事例に即して確認する趣旨である。

みなし相続財産は、相続開始時の積極財産に、特別受益に該当する生前贈与の額を加え、寄与分額を控除して算定する。各自の具体的相続分は、みなし相続財産に法定相続分（相続分の指定がある場合は指定相続分）を乗じ、特別受益のある者はその分を控除し、また、寄与分のある者はその分を加算して、算定する（民 903 条 1 項、904 条の 2）。なお、婚姻期間が 20 年以上の夫婦の一方である被相続人が他の一方に対してした居住用不動産の贈与・遺贈については、被相続人が当該贈与・遺贈の持戻しをしない旨の意思を表示したものと推定される（民 903 条 4 項）ので、反対の意思表示がない限り、持戻しの対象とならない。

本問では、みなし相続財産は、3200 万円（相続開始時の積極財産）＋1000 万円（C への贈与）－200 万円（D の寄与）＝4000 万円となる。B に対する贈与は民法 903 条 4 項の要件を満たすので、みなし相続財産に加えない。各自の具体的相続分は、B が  $4000 \text{ 万円} \times 1/2 = 2000 \text{ 万円}$ 、C が  $4000 \text{ 万円} \times 1/4 - 1000 \text{ 万円（贈与）} = 0 \text{ 円}$ （民 903 条 2 項）、D が  $4000 \text{ 万円} \times 1/4 + 200 \text{ 万円（寄与分）} = 1200 \text{ 万円}$ となる。

**問題 45**

【正解】 3

【解説】 遺贈に関する基礎的問題であり、特定遺贈の効力について正確に理解しているかを確認する趣旨である。

ア. 正しい。特定物が遺贈された場合は、遺贈の効力が発生すると同時に、遺贈目的物の所有権が遺言者から受遺者に移転する（大判大 5・11・8 民録 22・2078）。

イ. 誤り。民法 994 条 1 項。

ウ. 正しい。民法 986 条 1 項。

エ. 誤り。民法 998 条。

オ. 正しい。民法 999 条 1 項。